

島原地域広域市町村圏組合認知症総合支援事業実施要綱

令和3年3月29日告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症総合支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び委託)

第2条 事業の実施主体は、島原地域広域市町村圏組合とする。

- 2 前項の規定に係らず、島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。
- 3 委託を受けた法人等（以下「実施法人等」という。）は、その事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するとともに経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

- ア 認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の配置
- イ 認知症初期集中支援の実施
- ウ 認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

- ア 認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）の配置
- イ 認知症地域支援・ケア向上に資する活動の実施

(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

- ア チームオレンジコーディネーターの配置
- イ チームオレンジの立ち上げ支援及び運営支援

(支援チーム)

第4条 支援チームは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 専門職 2名以上
- (2) 専門医 1名以上

(認知症初期集中支援の対象者)

第5条 認知症初期集中支援の対象者（以下「訪問支援対象者」という。）は、原則として40歳以上で、在宅で生活しており、かつ、認知症が疑われる人又は認知症の人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療サービス及び介護サービスを受けていない者又は中断している者で、次のいずれかに該当する者
- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 繼続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス及び介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著である者

(認知症初期集中支援の内容)

第6条 認知症初期集中支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援チームに関する普及啓発
- (2) 訪問支援対象者の把握
- (3) 訪問支援対象者に関する情報収集及び観察・評価
- (4) 支援チームの会議の開催
- (5) 認知症の重症度に応じた助言及び適切な医療サービス及び介護サービスに移行するための支援等
- (6) 引継ぎ後のモニタリング

(検討委員会)

第7条 管理者は、支援チームの設置及び活動状況を検討するため、検討委員会を設置する。

- 2 検討委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、医療、保健又は福祉に携わる者の中から管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する介護保険事業計画期間の最終年度末までとし、再任を妨げない。
- 4 検討委員会の庶務は、介護保険課において処理する。
- 5 検討委員会の運営等に必要な事項については、別に定める。

(推進員)

第8条 推進員は、地域包括支援センターに配置することとし、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 認知症の医療又は介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員
- (2) 認知症の介護又は医療における専門的知識及び経験を有する者として管理者が認める者

(認知症地域支援・ケア向上に資する活動)

第9条 推進員は、認知症地域支援・ケア向上に資する活動として、次の業務を行うものとする。

- (1) 地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者及び認知症サポートー等地域において認知症の人を支援する関係者の連携推進に関すること。
- (2) 認知症の人とその家族への相談支援の実施及び地域における支援体制の充実に関すること。
- (3) 医療関係者及び介護関係者等の認知症対応力向上、認知症の人の家族の介護負担の軽減、認知症の人の社会参加活動の体制整備等に関すること。

(チームオレンジコーディネーター)

第10条 地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポートーを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備し、その運営を支援するため、チームオレンジコーディネーターを配置する。

- 2 チームオレンジコーディネーターは、チームオレンジの立ち上げ支援及び運営支援を行う。

(秘密保持)

第11条 実施法人等、支援チーム員、検討委員会委員、推進員、チームオレンジコーディネーター等は、業務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(島原地域広域市町村圏組合認知症初期集中支援推進事業実施要綱の廃止)
- 2 島原地域広域市町村圏組合認知症初期集中支援推進事業実施要綱（平成30年島原地域広域市町村圏組合告示第22号）は、廃止する。